

社労士法人大竹事務所通信

2023年3月(Vol.192)

〒541-0046

大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

3月からの協会けんぽの保険料率と 4月からの雇用保険料率

◆令和5年3月分からの健康保険料

令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては同年4月分）の都道府県単位ごとの保険料率が全国健康保険協会のホームページに公表されました。令和4年度から引上げとなった都道府県は 13、引下げとなった都道府県は 33、現状維持は 1 県です。東京都は 10.00%になります（令和4年度 9.81%）。

なお、40 歳から 64 歳までの方に加算される介護保険料率は、1.64%から 1.82%に変更になります。

【協会けんぽ「令和5年度保険料額表(令和5年3月分から)」】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryougakuhyou3gatukara/>

◆雇用保険料率（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）

○一般の事業の雇用保険料率

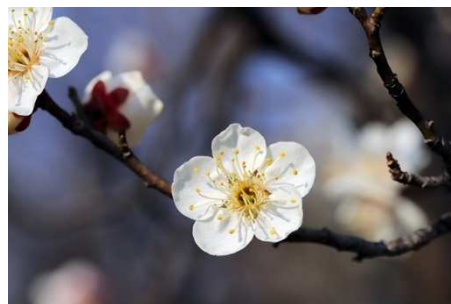
労働者負担と事業主負担あわせて 15.5/1,000 となります（令和5年3月までは 13.5/1,000）。失業等給付・育児休業給付の保険料率が労働者負担・事業主負担ともに 5/1,000 から 6/1,000 に変更になったことで上がりました。事業主のみ負担となる雇用保険二事業の保険料率については変更はなく、3.5/1,000 です。

○農林水産・清酒製造の事業、建設の事業

農林水産・清酒製造の事業の雇用保険料率は労働者負担と事業主負担あわせて 17.5/1,000 となります（令和5年3月までは 15.5/1,000）。

建設の事業は労働者負担と事業主負担あわせて 18.5/1,000 となります（令和5年3月までは 16.5/1,000）。

失業等給付等の保険料率が、一般の事業と同じく、労働者負担・事業主負担ともに上がりました（6/1,000 から 7/1,000 に変更）。



雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）に変更はありません（農林水産 3.5/1,000、建設 4.5/1,000）。

【厚生労働省「令和5年度雇用保険料率のご案内」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>

中小企業の価格交渉・価格転嫁に関する 最新の調査結果

◆2022年9～10月の調査結果を公表

エネルギー価格や原材料費の高騰を受け、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、所管庁では業界団体を通じた価格転嫁の要請等の実施とヒアリングを実施しています。

2月7日に経済産業省と中小企業庁が公表した最新の調査結果では、価格交渉・価格転嫁に消極的な企業の実名が初公表され、注目されています。

■直近6カ月間の価格交渉・価格転嫁の状況

中小企業庁の調査結果では、価格交渉について、約6割が「話し合いに応じてもらえた」と回答する一方、「全く交渉できていない」との回答も約1割存在します。

また、価格転嫁については、受注側中小企業のコスト上昇分に対して発注側企業がどれだけ転嫁に応じたかの割合を「価格転嫁率」として算出した結果が46.9%である一方、「全く価格転嫁できていない」との回答が約2割存在します。

■業種別価格交渉の状況

同調査結果では27業種を「価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）」として順位付けしており、上位3業種は、1位が石油製品・石炭製品製造、2位が鉱業・採石業・砂利採取業、3位が卸売です。一方、下位3業種は、27位がトラック運送、26位が放送コンテンツ、25位が廃棄物処理です（ただし、廃棄物処理、放送コンテンツ業では「コストが上昇していないため、価格改定が不要」との回答割合が最も多い）。

経済産業省では、「今後、これらの結果を踏まえ、状況の良くない発注側の個別企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく『指導・助言』の実施を検討するとともに、業種別の自主行動計画やガイドラインの拡大」に取り組むとしています。

【中小企業庁「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果」】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

昨年の実質賃金 0.9%減 ～毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報

◆現金給与総額と実質賃金

現金給与総額は前年比2.1%増の326,157円となり、1991年以来31年ぶりの伸び幅となりました。一方、物価の変動を反映した実質賃金は前年比0.9%減少と、2年ぶりのマイナスとなりました。

現金給与総額（名目賃金）は、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に2.1%増加しましたが、賃金の実質水準を算出する指標となる物価（持ち家の家賃換算分を除く総合指数）が3.0%の上昇となったため、実質賃金はマイナスとなりました。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は1.2%増、残業代などの所定外給与は5.0%増となりました。賞与を含む特別に支払われた給与は5.1%増と大きく伸びました。就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は2.3%増、パートタイム労働者は2.6%増でした。

厚生労働省は「コロナの影響で落ち込んでいたボーナスが4年ぶりに増加するなど給与は増加傾向であるものの、物価の上昇に賃金が追いついていない状況」としています。

◆労働時間

労働者一人平均の総実労働時間（就業形態計）は、昨年比0.1%増の136.2時間でした。そのうち所定内労働時間は0.3%減の126.1時間、所定外労働時間は4.6%増の10.1時間となりました。

◆雇用

常用雇用（就業形態計）は昨年比0.9%増の51,342千人となりました。就業形態別にみると、一般労働者は0.5%増の35,130千人、パートタイム労働者は1.9%増の16,212千人でした。

詳しくは、こちらをご覧ください。

【厚生労働省「毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r04/22cp/22cp.html>

職場の生産性低下を招くことも…… 積極的に花粉症対策に取り組みましょう！

◆花粉症のシーズンが始まりました

毎年多くの人を悩ませる花粉症。2023年も花粉のシーズンがやってきました。今年のスギ花粉の飛散量は、過去10年平均の2.3倍ともいわれています。飛散量が多い年は初めて発症する人が多いとの指摘もされていますから、今年は特に注意が必要です。

◆花粉症による労働生産性の低下は大きな問題

花粉症は、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、目のかゆみといった症状を引き起こし、生活や仕事に決して小さくない影響を及ぼします。実際、スギ花粉症に代表されるアレルギー性鼻炎患者の労働生産性の低下による経済的損失は、日本全体で年間4兆円とも5兆円とも試算されているところです。

くしゃみや鼻をかむことで作業が中断させられたり、目のかゆみや鼻水で集中力を保ちづらかったり、鼻づまりで口呼吸が増えることにより体内に取り込む酸素の量が減少して判断力が低下したり……花粉症の従業員のパフォーマンスの低下を感じている方は少なくないのではないのでしょうか。

◆花粉症対策に取り組む企業も！

このような状況を踏まえ、企業として花粉症対策に取り組むところも出てきています。例えば、オフィス

がそれほど広くない場合は、フィルター式の空気清浄機を設置することで、ほぼすべての種類の花粉を効率的に取り除くことが可能です。カーペットが静電気を帯びているとオフィス内に花粉が付着・蓄積しやすくなりますから、専門業者に帯電を防ぐ処理を依頼するのも有効です。花粉飛散のピーク時には在宅勤務を認めることも考えられるところです。

福利厚生として「花粉症手当」を設けている企業もあります。このような企業では、申請により医療機関の受診料や治療薬の費用を助成したり、花粉症専用マスクや目薬などの花粉症対策グッズを支給したりすることで、意識的に治療に取り組んでもらい、仕事の効率アップを図っています。

花粉症は対策も取りやすく、またその効果も実感しやすいものです。取組みを検討してみませんか。

い場合) <雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]

- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

～編集後記～

3月になり年度末を迎えました。

色々慌ただしい時期ではありますが、三寒四温とはよく言ったもので、寒さがぶり返すたびに、その次の温かさがパワーアップしてきている気がします。大阪城公園の梅もそろそろ見頃でしょうか。

今月も最後までお読みいただき、ありがとうございました。(R.O)

3月の労務と税務の手続

[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出
<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
[市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でな

スタッフブログより

【トラブルになって分かること】

先日寒さが厳しい1週間がありました。

近畿地方でも各所で雪が降りました。

道路状況や公共交通機関が乱れる中、「通勤できない」「移動先から戻ってこられない」「遅刻が避けられない」といった事態が生じる会社様も少なくなかったと思います。

そんな中で、「欠勤?有給休暇ってもらう?いっそ特別休暇?」とか、「公共交通機関は遅延証明があるけど車や自転車の方はない。どうしたらよいか?」といった疑問に直面し、ご相談頂くことがありました。

個別の問題に対する考え方はここでは書きませんが、こういう機会であったからこそ改めて会社の考え方やルールを見返してみるといいと思います。

この時に、単にルールを見返すだけではなく、「そもそもうちの会社ってどんな理念や行動指針を持っているのか」といった観点から見直してみるとなお良いと思います。

もしも「改めて見てみたらうちには理念や指針がなかったなあ」と思われた方は、これを機に会社で考えてみてはいかがでしょうか。

お声がけくだされば、私たちもお手伝いさせていただきます!
にしぐち(2023-02-08)

【100年企業の特徴とは？】

私は昨年まで3年間、『100年企業研究会』というところで勉強をさせて頂いておりました。日本全国の社労士さんが集まり、「100年企業とは!？」を研究する勉強会です。

先日、『日刊ゲンダイ』紙に大きく『100年企業研究会』のことが取り上げられていました(2023年1月31日付)。少しご紹介致します。

私たちの言う「100年企業」とは、単に長く続いているだけの会社を指しません。

その特徴は?記事から一部抜粋致します。

「日本人の道徳観や知恵が凝縮された『潰れない仕組み』を持った組織です」

「会社の存在が社員にとって、生活や人生そのものだから。～中略～潰れそうになったら会社を救おうとするステークホルダーが、継続的に育まれる仕組みを持っているんです。だから潰れそうになるけど、潰れないんです」とあります。

①経営者

「社員を他人とは思わず、身内だと思える人が多い。それが一番大切な適性で、能力や才覚は2番目。300人規模までの会社ならばその様な感じが多いです」

②社員

「決して、いい子ちゃんばかりではないし、職場の雰囲気も必ず良いわけではない、口汚い言葉も飛び交うこともあるが、本当の家族みたいな感じですよ。でもピンチになれば頑張ります」

③就業規則など

「一度採用したら最後まで面倒をみる。能力不足にもできるだけ寄り添う。整理解雇は絶対に避けようとする。しかし他の社員や皆の害になる社員は、いくら能力があっても排除しようとする(懲戒)。労働法においては整理解雇が一番容易で、懲戒が一番難しいですから、100年企業の姿勢は逆の立場ですね」

④給与

「一般的には社員の能力に応じ給与額を決めますが、100年企業は違います。社員の『生活』に応じて金額を決める傾向がある。家を買った、子どもが大きくなったら、『なんぼいる?ほな、夜勤してな』

と社員に頑張らせませす。生活に応じ、必要な給与額が決まり、それに合わせ、人はアウトプットを変えていく。そんな認識があるようです」

「100年企業は(人と人の)関係性の質を高める仕組みを持っています。人はお互いを知れば知るほど優しくなるものです。会社に家族が入り出す仕組みがあったり、インフォーマルな飲み会や餅つき大会をやったり。慶弔休暇や慶弔規定もしっかりしている。お互いがより知り合い、お互いに優しさを発揮しやすくなる仕組みがありますね」

皆さまの会社はどうでしょうか?

おおたけ(2023-02-13)

【会社見学会に行ってみりました】

本日は事務所職員数名、お客様、社労士のお仲間さんと大東市にある会社見学に行ってみりました。

製品の歴史、製造過程、社長のお考えを教えて頂き、大変有意義な時間を過ごすことが出来ました。

「働いている人たちが幸せでなければ、お客様を幸せにすることは出来ない」、自己犠牲では続かない、ことを改めて認識致しました。

また自分達は何のためにこの仕事をしているのか、これをしっかり教育することも大切だということ学びました。

弊所でも「何のためにこの仕事をしているのか」「どんなお役に立てているのか」を示し、仕事を楽しいと思ってもらえる環境や道筋を示すことが必要だと考えた、そんな1日でした。

おぎの(2023-02-27)